

食事療養食材料供給契約約款

(総則)

第1条 発注者(以下「甲」という。)及び供給者(以下「乙」という。)は、契約書記載の供給契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、仕様書等に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び仕様書等を内容とする食事療養食材料の供給契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の食事療養食材料(以下「物品」という。)を納入期限内に納入し、甲は、その契約代金を支払うものとする。

3 納入を完了するための一切の手段については、この約款及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を洩らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによるものとする。

9 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟の提起又は調停については、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(特許権等の使用)

第3条 乙は、この契約の履行につき、物品の全部又は一部について、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)が設定されている場合において、その実施等に関し第三者から異議の申し出があったときは、すべての負担及び責任を負わなければならない。

(契約代金を含むもの)

第4条 契約代金は、こん包、運送及び収納に要する費用を含むものとする。

(納入期限の延長)

第5条 乙は、天災地変その他の正当な理由により納入期限までに納入を完了できないときは、その理由を明示した書面により、甲に納入期限の延長を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があったときは、その事実を審査し、正当な理由があると認められるときは、甲乙協議して納入期限の延長日数を定めるものとする。この場合、第6条の規定により契約書の内容を変更するものとする。

(契約の変更)

第6条 甲は、物品の引渡し完了するまでは、仕様書等を変更することができる。

2 前項の場合において、契約代金額、納入期限その他契約に定める条件を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

3 第1項に定めるもののほか、契約代金額、納入期限、納入場所その他契約に定める条件を、乙と協議のうえ変更することができる。

(中間検査)

第7条 乙は、物品の品質等に関し、甲が必要と認めるときは、引渡しの前に甲の検査を受けなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、物品を分解し、破壊し、又は試験することができる。

3 乙は、中間検査に立ち会わなければならない。

4 乙は、正当な理由がなく中間検査に立ち会わなかった場合は、当該検査の結果について異議を申し出ることができない。

5 中間検査の実施の期日及び場所は、甲乙協議して定める。

6 乙は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

7 中間検査に直接必要な費用(物品の破壊等による損失を含む。)は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、この限りでない。

(納入)

第8条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書を持参し、物品を一括して甲に引き渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、あらかじめ分割して、物品を納入することを指示できるものとする。この場合、乙は、物品を分割して甲に引き渡すこととする。

3 乙は、いったん甲に引き渡した物品を、その承諾を得ないで持ち出すことができない。

(受領検査)

第9条 甲は、前条の規定により物品の引渡しを受けたときは、その日から起算して10日以内に検査するものとする。

2 乙は、甲から要求のあった場合には、前項の規定による検査(以下「受領検査」という。)の結果、不合格となった物品を遅滞なく納入場所から引き取らなければならない。

3 甲は、前項の要求にかかわらず、乙が物品を引き取らない場合は、当該物品の保管の責めを負わず、及び乙の費用をもって、当該物品を返送し、若しくは供託し、又は当該物品を売却してその代価を保管し、若しくは供託することができる。

4 受領検査については、第7条第2項から第5項まで及び第7項の規定を準用する。

(再検査)

第10条 乙は、受領検査の結果、物品が不合格となった場合は、代品の納入等の処置をし、甲の再検査を受けなければならない。

2 前項の検査については、前条の規定を準用する。

(所有権の移転)

第11条 物品の所有権は、甲が受領検査の結果、当該物品を合格と認めたとときをもって甲に移転するものとする。

(所有権移転前の物品に対する損害の負担)

第12条 所有権移転前に生じた一切の損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じたものは、この限りでない。

(値引き受領)

第13条 甲は、受領検査において不合格となった物品のうち、軽微なかしはあるが、使用上支障のないものと認め、納入期限その他の条件から代品の納入が困難と認めるときは、受領検査に合格したものとみなして、契約代金から相当分を値引きして受領することができる。

2 前項の規定により物品を値引きして受領する場合、値引きする金額は、甲乙協議のうえ定める。

(契約代金の支払)

第14条 契約代金は、物品の全部について、受領検査に合格した後、乙の請求によって支払うものとする。

2 甲は、前項の規定により、各月10日までに請求を受けたとき、その月の25日までに契約代金を支払わなければならない。

3 前2項の規定は、甲が物品の分割納入を指示し、当該分割分の契約代金相当額を支払うこととされている場合に準用する。

(かし担保)

第15条 甲は、第11条の規定による所有権移転の日から30日以内に、乙に対して、代品の納入等の物品のかしの修補又はかしの修補に代えて、若しくはその修補とともに、損害の賠償を請求することができる。

(履行遅延の場合における損害金等)

第16条 乙の責めに帰すべき理由により、納入期限(第8条第2項に基づき分割して納入を指示した物品においては当該分割納入物品に係る納入期限)までに物品を納入することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、契約代金額(第13条の規定に基づき値引きしたときは、値引き後の金額)に、遅延日数に応じ、年3.6パーセントの割合で計算した額とする。

3 前項の規定にかかわらず、分割して納入を指示した物品に係る損害金は、当該分割納入物品の契約代金相当額(第13条の規定に基づき値引きしたときは、値引き後の金額)に遅延日数に応じ、年3.6パーセントの割合を乗じた額とする。

4 甲の責めに帰すべき理由により第14条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ年3.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(談合等不正行為に対する措置)

第16条の2 乙は、この契約に関して、次のいずれかに該当するときは、契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成員となる同法第2条第2項の事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したとして、同法第49条第1項に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第50条第1項に規定する納付命令)又は同法第66条第4項の審決が確定したとき(乙が同法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えを提起したときを除く。)

(2)乙が、前号の審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定による審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求の棄却若しくは訴えの却下の判決が確定したとき、又は乙が当該訴えを取り下げたとき。

(3)乙(法人にあっては、その役員又は使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による物品の納入が完了した後においても同様とする。

(甲の解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)その責めに帰すべき理由により納入期限(第8条第2項に基づき分割して納入を指示した物品においては当該分割納入物品に係る納入期限)までに納入することができないとき又は納入期限経過後相当の期間内に物品を納入する見込みが明らかにならないと認められるとき。

(2)契約の履行につき不正な行為があったとき。

(3)契約の履行に当たり、正当な理由がなく、甲の職員の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。

(4)契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。

(5)経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(6)前各号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(7)第19条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合においては、乙は、契約代金額(第11条の規定により、所有権が移転した物品があるときは、相応する契約代金相当額を控除した額)の10分の1以内において、甲の定める額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第17条の2 甲は、この契約に関して、乙が第16条の2第1項に該当する場合は、この契約を解除することができる。

第18条 甲は、物品の納入が完了しない間は、第17条第1項及び前条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第19条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)第6条の契約の内容の変更により、契約代金額が3分の2以上増減したとき。

(2)甲の責めに帰すべき理由により、物品を納入できない状態が相当の期間にわたるとき。

(3)甲がこの契約に違反し、その違反によって物品の納入が不可能になったとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第20条 甲は、前4条の規定によりこの契約が解除された場合においては、第8条の規定に基づき引渡しを受けた物品がある場合は、受領検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金相当額を、第14条の規定により契約代金額を支払うものとする。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

(概算数量契約)

第21条 契約書記載の物品の数量が、概算数量として契約されている場合(以下本条において「概算数量契約」という。)において、第4条及び第13条中「契約代金」を「契約書記載の単価」に、第6条、第16条の2及び第19条中「契約代金額」を「概算数量と契約書記載の単価を乗じた金額に消費税相当額を加算した額」に、第16条中「契約代金額」を「単価に確定した数量を乗じた金額に消費税相当額を加算した額」と読み替えて、この規定を準用する。

2 乙は、当該概算数量契約において、変動する数量が契約書記載の数量よりも大幅に下回ることが明らかな場合、甲に通知し、指示を受けなければならない。

3 甲は、変動数量が契約書記載の数量よりも大幅に下回ると予測した場合において、その旨を乙に通知し、当該概算数量契約の内容について、甲乙協議して確認をしなければならない。

(相殺)

第22条 甲は、この契約に基づいて甲が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて乙が負う債務と相殺することができる。

(疑義の解決)

第23条 この契約書に定める条項その他について疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

(補則)

第24条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。